

第38回
東京地方裁判所委員会
(平成28年6月9日開催)

東京地方裁判所委員会（第38回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成28年6月9日（木）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 貝阿彌 誠，足立 哲，岡田ヒロミ，各務 豊，門田美知子，桑子敏雄，
小林克信，柴垣明彦，高橋順一，釣 宏志，橋本 淳，早瀬保行，大善
文男，藤田幸子，松本 裕，八木一洋，若園敦雄

（オブザーバー）

東京地裁民事所長代行 近藤昌昭

（事務局）東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，東京簡裁事
務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 関 述之

第4 議題

「保護命令事件の最近の運用の実情と関係機関との連携の在り方について」

第5 配布資料

- ・「保護命令事件の運用の実情と関係機関との連携」と題するレジュメ（パワーポイント用）
- ・「司法の窓（vol.81）」

第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介（各務委員，大善委員，釣委員）
- 3 法曹以外の外部委員による講演等
- 4 議題「保護命令事件の最近の運用の実情と関係機関との連携の在り方について」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，■：講演者】

プレゼンターによる，保護命令事件の最近の運用の実情と関係機関との連携の在り方として，保護命令事件の意義及び手続，平成25年DV法改正の経緯等並びに関係

機関との連携状況等についての説明があった後、以下のとおり質疑応答があった。

- 保護命令の申立人の傾向として、相手方と生活を別にする覚悟があるのか、あるいは将来的には関係を戻すことも視野に入れているのか、その割合はどうかについて伺いたい。また、付きまとい禁止について、実際に発令される期間はどの程度か。
- 正確な数字は不明であるが、私の感覚では大多数の申立人は別れようと考えていたようである。接近禁止命令及び電話等禁止命令は、DV保護法上6箇月と定められている。また、退去命令については2箇月間である。6箇月経過後も申立人が暴力を受けるおそれがある場合には、さらに申立てにより期間を6箇月間とする再度の接近禁止命令等が発令される場合がある。
- 代理人が付かない場合が多いとのことであるが、申立てに対して保護命令が発令される割合はどれくらいか。また、発令されない場合はどのようになるのか。
- 統計をとっているわけではないので、正確な数値ではないが、私自身が担当した事件に限って言えば、私の感覚では申立てに対して9割以上の割合で保護命令が発令されるように思う。発令されなかった場合でも、DVセンターに相談して一時避難したり、民事保全手続を利用して、面談強要禁止の仮処分を申し立てるという方法もある。
- 代理人が付くケースが少ない理由は何か。
- 申立人に聞いていないので、理由は不明である。
- 代理人が付いていない割合はどうか。
- これも統計をとっているわけではないが、私自身が担当した事件に限れば、1、2割ということはないが、半分は超えていないと思われる。
- 相手方に付くというケースもあるのか。
- ありうるが、申立人よりも更に割合は少ない。
- ◎ 保護命令に対する高裁での抗告審では、代理人が付くケースが多いように思う。
- 9割以上の割合で発令されるということだが、それは取り下げられた件数は除いた割合か。
- 先ほど述べたとおり、数字はあくまでも感覚に基づくものであるが、私が実際に担当した事件の9割が認容で、1割が取下げ又は却下ということである。
- ◎ 却下になった例としては、どのようなものがあるか。
- 男性が別居している妻を相手方として申し立てた事例であるが、保護命令の申立て

をきっかけに接触しようとする意図を感じた上、写真等の証拠もなかったことから却下したことがあった。

- 申立人である被害者が、相手方と関係を戻したいという要望がある場合、それは保護命令の発令に影響を与えるのか。DVによる刑事事件で被疑者が身柄拘束された場合、被疑者と別れたくないという要望を持つ被害者も少なくないが、そのような場合、一定期間距離をとるために保護命令の申立てをするようアドバイスしてもよいのか。仮にそのような場合でも保護命令が発令されるのであれば、被疑者を処分保留で釈放した上で保護命令の期間中は様子を見る、ということができるとも考えている。
- 私自身は、被害者が関係を戻したいと考えているかどうかは、発令に影響を及ぼさないと考えている。
- ◎ 保護命令に違反して刑罰に処せられた、という例はあるのか。
- 手元のデータとしては、そのような例は承知していない。
- 暴力を受ける立場では写真等の証拠を残すことが困難であり、陳述書程度しかないことが考えられるが、そのような場合の事実認定はどのように行うのか。
- 申立人の供述の信用性によって判断するしかない場合も多い。私の経験した事例であるが、その事例では、提出された証拠には、加害者が壁を叩いて開けた壁の穴の写真などにより、相手方が「キレやすい」性格であることは推認できるものの、受傷状況を示す診断書や写真などは何ら提出されず、かつ、申立人審尋の前には、申立人の「結婚前から暴力を受けていた」旨の供述に疑義を持っていた。ところが、申立人の審尋で、申立人から、結婚前に上半身裸の写真を撮影され結婚を拒めなかったとの供述を得たことから、相手方審尋を行ったところ、暴力は否定したものの写真の撮影は認められたため、申立人の供述の信用性を認めて保護命令を発令した。
- 保護命令を発令することによって、暴力に対する抑止効果が生じ、問題解決に資する場面があるのか。
- 保護命令の発令により加害者が反省し問題解決に至る場合も考えられるが、そうではない場合もあると考えられる。後者の場合には、DVセンターで加害者用のプログラムを受けることによって問題解決を図ることも考えられる。
- 保護命令の期間延長に制限はあるのか。
- 理論的には、将来さらに暴行を受けるおそれが認定できれば何回でも発令することが可能である。もっとも、保護命令により接近が禁止されている以上、新しい暴行が

発生しないことから、将来の暴行のおそれの有無については慎重に判断する必要がある。

◎ 接近禁止命令は守られているのか。

■ DVセンターや警察が、加害者に対して保護命令が発令されたことを強く認識させていることから、接近禁止命令は守られているように思う。

○ 再申立ての割合はどうか。

■ 私の経験では、私の担当した事件の範囲内でいうと、年間10ないし20件の申立てのうち3、4件程度は再申立てである。

◎ 関係機関との連携について御意見を伺いたい。

○ 良好な連携を取れていると考えている。警視庁人身安全関連事案総合対策本部においてDV等を専門的に取り扱っており、意見交換も含め、今後とも連携を図っていききたい。

○ DVや児童虐待については特段の対応が必要であることから、警視庁や児童相談所等の関係機関との連携を図ることを検討している。

○ 都の内部においても得意な分野で連携を図る必要を感じている。裁判所を含め関係機関とのネットワークを利用して問題解決を図っていききたい。

○ 法テラスの活用を考えているが、代理人の付いていない当事者に対し、裁判所から法テラスに関する案内もしているのか。

■ 弁護士を付けたいがお金がない、という当事者には法テラスを紹介している。ただ、発令の迅速性との関係で利用するかどうかは慎重な検討が必要であろう。

◎ 保護命令は特段複雑な手続ではないことから、代理人が付いていなかったとしても直ちに不利になることはないのではないか。

○ 再申立ての可否など、発令後弁護士が継続的に関与する必要がある場合も考えられる。

◎ 地裁では判断の迅速性がより強く求められるのに対し、高裁での抗告審では時間的な余裕があることから慎重な判断が求められる。そのため、代理人の要否にも差が生じると思われる。

○ 男性による申立てが認容された例はあるのか。

■ 少数ながらある。今後増加する可能性も考えられる。

○ 同性カップルは保護命令の対象になりうるのか。

■ DV防止法28条の2の「(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)」という文言の解釈について、立法担当者は、憲法24条の「婚姻」は「両性」の合意のみに基づいて成立するとの文言を根拠に、同性カップルの共同生活は「婚姻関係における共同生活」に類するものではなく、保護命令の対象にならないと考えていたようである。もっとも、今後は社会通念の変化に伴い解釈も変更される可能性がないとはいえない。この問題を詳細に論じた文献は承知していないが、肯定・否定の両説が存在する。

○ DV防止法は親子間には適用されるのか。適用されない場合、被害者保護の制度はどのようなものがあるのか。

■ 適用されない。未成年の被害者に対しては、児童相談所が保護の措置をとることがある。被害者が成人であっても、傷害罪に該当する場合には刑法犯として警察の捜査が行われることになる。

○ DV保護命令事件に関して、家庭裁判所との連携ということはあるのか。

■ 裁判所内部におけるDVに関する協議会には家裁の裁判官が参加しているが、個々の事件で家裁が関与することは予定されていない。

○ 加害者の精神疾患等が原因となってDVが行われる場合も考えられるところ、保護命令期間中、裁判所が加害者に対して何らかのケアを講じることはあるのか。

■ DVが加害者の精神疾患等を原因とする場合もあるが、法律上の権限として、地裁では保護命令を発令するにとどまり、加害者の精神面の治療等についてはDV保護センターや申立人代理人弁護士等にお任せする分野であると考えている。

第7 次回のテーマについて

内部委員から、「6月1日から刑の一部執行猶予制度が施行された。次回開催期日には相当数の判決例が蓄積されていると考えられることから、今回は同制度の概要に加え、約4か月間の実情、法廷における審理の変化の有無、問題点等について報告した上で、検察官及び弁護人の委員からの御指摘を頂きたいと考えている。また、更生プログラムなど保護観察の準備状況についても御意見を伺いたいと考えている。そこで、今回の議題として「刑の一部執行猶予制度について」を採り上げたい。」旨の意見が出されたことから、第39回は、これをテーマとすることになった。

第8 次回以降の開催期日について

次 回：平成28年10月25日（火）午後3時

次々回：平成29年2月16日（木）午後3時